

宇部市障害者福祉プラン(案)パブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

(1)意見募集期間:令和5年12月23日から令和6年1月23日まで

(2)意見提出者:8人

(3)意見件数:43件

2 プラン案に関するご意見と対応(43件)

単位:件

| 項 目 | 件 数 | 対 応 区 分 | | | |
|-------------------------------------|------|----------------|------------------------|-----------------------|------|
| | | ①意見を踏まえて反映するもの | ②意見の趣旨や内容について既に記載済みのもの | ③実施に向け検討、実施の際に参考とするもの | ④その他 |
| 計画全体に関すること | 0 | | | | |
| 第1章 プラン策定の概要 | 0 | | | | |
| 第2章 本市の障害者等の状況 | 6 | 5 | 1 | | |
| 第3章 第五次宇部市障害者福祉計画 | 32 | 6 | 10 | 15 | 1 |
| 基本理念 | (1) | | | (1) | |
| 重点施策 | (1) | | (1) | | |
| ・互いを理解し、共生するまちづくり | (9) | (3) | (2) | (4) | |
| ・ともに学び育つ | (7) | (1) | (3) | (2) | (1) |
| ・ともに自立し安心して暮らす | (13) | (2) | (3) | (8) | |
| ・ともに働き楽しむ | (1) | | (1) | | |
| 第4章 第7期宇部市障害福祉計画及び 第3期宇部市障害児福祉計画 | 5 | 2 | 1 | | 2 |
| そ の 他 | 0 | | | | |
| 合 計 | 43 | 13 | 12 | 15 | 3 |

プラン案に関するご意見と対応

| 項目 | 番号 | 掲載ページ | 意見の概要 | 意見に対する市の対応(回答) | 対応区分 |
|-------------------|----|-------|---|--|--------|
| 第2章 本市の障害者等の状況 | 1 | 21 | 【障害者関係団体からの意見】 障害者福祉に関する活動を行っている団体」とあるが、具体的にどのような団体なのか。 また、意見として取り上げるなら最後にある「充実して欲しい障害福祉サービス等」について具体的な施策をプランの中で示すべき。 | 「障害者福祉に関する活動を行っている当事者団体、保護者会、障害者スポーツ団体、ボランティア団体などの団体からは、」と内容を修正します。 なお、「充実してほしい福祉サービス等」については、アンケートのご意見を計画の取組施策に反映させており、今後は実施に向けて努めていきます。 | ① ② |
| | 2 | 23 | 【前計画の実践と評価】 「人材確保」について何の具体策も示されていない。 | 前計画の評価で課題となっていることから、今回の計画には各基本目標の施策に反映させており、人材確保対策に努めていきます。 | ② |
| | 3 | 24 | 【前計画の実践と評価】 乳幼児健康診査の受診率・教育現場における障害者理解促進件数・特別支援教育支援ボランティア活動者数、いずれも令和5年度の目標値、前回策定時の値を下回っている。この原因を究明できないと「より一層取り組み」を推進できないのではないか。 | 乳幼児健康診査の受診率に関しては、入院や通院で医療にかかっている人や里帰り出産で県外で受診される人などがおられることなどが受診率が低い理由となっています。また理解促進件数やボランティア活動者数に関しては、コロナ禍の影響で地域と学校双方の交流や講演の機会などが減少し、徐々に回復してはいるものの、まだ実績としては元通りには戻っていないのが現状です。 なお、令和5年度時点の実績数値が現在年度途中であり見込値であることから、令和5年度の実績箇所は(見込値)と追記し、直近の数値に修正します。 | ① ③ |
| | 4 | 25 | 【前回計画の取組】 「障害者相談支援事業所において24時間対応可能な相談窓口を開設しており」とあるが、障害者相談支援事業所は24時間開設していると解釈できる。 | 「24時間対応可能な相談窓口を開設しており」を、「開所時間外でも連絡がとれる体制をとっており」に表現を変更します。 | ① |
| | 5 | 25 | 【前計画の進捗状況】 地域移行のための体験利用者数・福祉施設や精神病院等から地域に移行した人の数が前回策定時と同数。 | 令和5年度の実績値に誤りがあり、正しくは「地域移行のための体験利用者数」が13人、「福祉施設や精神病院等から地域移行した人の数」が288人ですので、数値を修正します。なお、目標値が単年度の人数ではなく、累積値になっており目標値を設定する基準として適切でないことから、令和8年度の数値目標を単年度実施人数とし、併せて修正します。 | ① |
| | 6 | 27 | 【前計画の進捗状況】 スポーツ大会への障害者参加者数がゼロ、令和5年度時点の実績が357人となっているが、この実績はどこから出たのか。 | ここでのスポーツ大会とは、山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック)及び市内の障害者団体が主催し市が助成している大会の参加者数を記載しています。しかしながら、障害者が参加しているその他全てのスポーツ大会の参加人数を把握することが難しいことから、今後の計画の指標として「障害者が参加できるスポーツ大会の開催件数」に変更します。 | ① |
| 基本理念 | 7 | 28 | 【基本理念】 「……いきいきと安心して暮らせる……」という表現だが、総合計画との整合性を図るうえで『……自分らしく暮らせる……』に変えてはどうか。 | 総合計画の基本構想においては基本目標を「誰もが健康で自分らしく暮らせるまち」としてまちづくりの理念を掲げ、前期計画(令和8年度末まで)では、基本目標をもとに施策として「障害者(児)福祉の充実」を定め「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくりの推進」を基本方針とし施策に取り組んでいます。総合計画の障害者(児)福祉施策の基本方針にあわせて本計画の基本理念として掲げ、「誰もが自分らしく暮らせるまち」の実現に向け努めていきます。 | ③ |
| 重点施策 | 8 | 29 | 【重点施策】 施設でも教育現場でも、最大の課題は人材育成だと思う。重点において頂きたい。 | 障害者(児)福祉計画内に質の向上のための取組を掲げており、質の高いサービスなどを提供できるよう研修への参加促進や事業所等との連携体制の構築に取り組み、安心してサービスを利用できるよう、人材育成やサービスの質などの向上に取り組めます。 | ② |

| 項目 | 番号 | 掲載ページ | 意見の概要 | 意見に対する市の対応(回答) | 対応区分 |
|------------------|----|--|---|--|------|
| 互いを理解し、共生するまちづくり | 9 | 32 | 【地域、民間事業者等への理解促進】 「地区行事や自治会活動を活用し、地域における障害者理解やふれあい活動を促進します」とあるが、活用の具体的なイメージがもてない。 | 「■障害者理解に関する出前講座や、あいサポート運動などの活用を呼びかけ、地域や民間事業者等への障害者理解を促進します。」に変更します。 | ① |
| | 10 | 33 | 【地域、民間事業者等への理解促進】 障害者差別解消法において民間事業者の合理的配慮の提供の義務化が4月からになるという部分を触れているが、商工会議所、大企業に周知するなどの目標が掲げているとより良い。 | ご指摘いただいたとおり、「合理的配慮の提供の義務化について、商工会議所等と連携しながら周知し～」に修正します。 | ① |
| | 11 | 33 | 【バリアフリー施設等への理解促進】 「障害者用駐車場・多機能トイレの適正利用を推進します」とあるが、実際問題として市内のスーパーや商業施設では、障害者でない人たちが障害者用の駐車場を利用している。行政として何か策はあるのか。 | やまぐち障害者等専用駐車場を利用したくても、利用証のない車が停まっていることもあり、使えないことがある、という意見を受け、専用駐車場を設置している目的や利用可能な人を説明したチラシを現在作成しており、今後は周知啓発を図り、皆様に理解と協力を求めています。 | ③ |
| | 12 | 33 | 【障害者の虐待防止】 虐待は少なからず起きていると思う。内部で隠べいしてしまわないよう、外部機関が必ず入り誤魔化せない形にしてほしいと思う。 | 内部隠べいすることのないよう、施設研修の際、通報義務の重要性について啓発しています。また、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導において、虐待防止のための措置に関する事項の確認を行っています。 | ② |
| | 13 | 35 | 【地域、民間事業者における配慮の促進】 合理的配慮に少し触れているが、「合理的配慮」の説明(定義)を記載して、明確な理解を図るべき。 | 「合理的配慮」については、用語解説で説明します。 | ① |
| | 14 | 35 | 【学校における配慮の実施】 合理的配慮について、公共機関である学校において、あらためて研修の必要性を感じる。 | 基本目標「ともに学び育つ」の「教職員などの資質の向上」において、合理的配慮も含め適切な取組の実施に努めます。 | ② |
| | 15 | 39 | 【公共交通機関のバリアフリーの推進】 「ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します」とあるが、本市では以前民間タクシー会社がユニバーサルデザインタクシーを運行したが現在中止している事実がある。運行時は料金設定が要介護支援者に対して割高になっており「障害者差別解消法に違反しているのではないかと」障害当事者から意見が寄せられた。障害当事者にとっても利用が、運営会社にとっても運行が持続可能なものにしてほしい。 | ユニバーサルデザインタクシーは、現在でも運行しているタクシー事業者が市内にも存在します。また、運賃も通常のタクシーと同じ体系となっています。いただいたご意見につきましては、取組みの実施にあたっての参考とさせていただきます。 | ③ |
| | 16 | 39 | 【公共交通機関のバリアフリーの推進】 バリアフリー化や移動支援も大切な課題だが、公共交通機関を利用して外出したいがわかりにくい、毎日自分で施設に通いたいのが不便で使えない、本数が少なく時間も合わないから諦める、ものすごく早く家を出て着いてから仕事が始まるまで1時間も待つ、という現状がある。障害者が多く利用される路線はノンステップというだけでなく、朝だけでも時間や本数の配慮をしていただけたらと思う。時刻表もどこのバス停に停まるかがわかりやすくしてほしい。 | 本市では、令和4年3月に「宇部市地域公共交通計画」を策定し、「みんなで支える安心・安全で、快適な暮らしを保つ地域公共交通」を基本理念に掲げ、持続可能な地域公共交通を実現するため、様々な交通施策を推進することとしております。通勤・通学に配慮した運行などの利用者の利便性の向上や、公共交通の利用につながるわかりやすい情報提供についても、本計画に基づき取組む事としており、いただいたご意見につきましては、取組みの実施にあたっての参考とさせていただきます。 | ③ |
| 17 | 39 | 【外出しやすい環境の整備】 「外出時に移動の支援が必要な障害者に対して、移動支援を実施します」とあるが、要移動支援者から不満が出ないよう量的にも財政的にも十分なものにしてほしい。 | 移動支援に関しては、障害の程度や特性に配慮して、適切な障害福祉サービスの支給決定を行います。また、必要な移動支援が実施できるよう、予算確保にも努めていきます。 | ③ | |

| 項目 | 番号 | 掲載ページ | 意見の概要 | 意見に対する市の対応(回答) | 対応区分 |
|---------------------------------|----|-------|--|---|------|
| と ま ご 学 び 育 つ | 18 | 45 | 【特別支援教育の充実 現状と課題】 「障害特性や支援の知識をもった教職員の配置」とあるが、教職員の特別支援教育の研修のあり方や内容について検討してほしい。 | 教職員の研修については、「教職員などの資質の向上」として取組を掲げており、県が示した研修パッケージの活用も含め、目的に適した研修の実施に努めます。 | ② |
| | 19 | 45 | 【特別支援教育の充実 アンケート結果】 「保育や教育を受ける中で今まで困ったこと」の質問の中で、保育士や教諭に障害のことを十分に理解してもらえないとか就学の間を検討する際にどこが適切か分からずに「悩んだと上位2つに上がっている。 今後取組をするうえで、これらの問題が解決されることを望む。 | 教職員等の正しい理解に関しては、「教職員などの資質向上」、また、就学時の悩みに関しては、「就学相談の充実」を施策事項として掲げており、当事者や保護者の困りごとがなくなるよう取り組んでいきます。 | ② |
| | 20 | 46 | 【特別支援教育の体制強化】 小中学校に校内コーディネーターを教員定数外で加配し、様々な特性を持った児童生徒の指導法を教員に伝えることや、支援の必要な児童生徒を早期に発見し、就学指導を行えるようにしてほしい。 | 加配教員の配置については、県の判断によるものとなりますが、市教育委員会としては、地域コーディネーターの巡回訪問や個別訪問、また、校内コーディネーター研修会等により特別支援教育に携わる教員の専門性を高めるとともに、各校での校内研修会の実施により、全ての教員が特性のある児童生徒へのきめ細かな支援に対応できるよう引き続き取り組んでまいります。 | ③ |
| | 21 | 46 | 【特別支援教育の体制強化】 小中学校に特別支援教室に係る・・・とあるが、特別支援教育ではないか。 | ご指摘のとおり、正しくは「特別支援教育」です。記載を修正します。 | ① |
| | 22 | 47 | 【通級による指導の推進】 小学校の入学時点で、通常に在籍する児童の発達、現行の学習指導要領の内容を定められた時数内で習得できるところまで達していないために、文字の習得に困難を抱える児童が存在し、不適応を起こし始めている。社会生活の中ではぐくまれるべき発達が社会の変化によって十分に育てられていない。 今後ますます、この状況はひどくなっていき、通級指導の必要性は、その面からも高まっていくと考えられる。各小中学校に、一人は、担当者を配置できるように人材育成と確保をしていって欲しい。 | 通級指導教室については、各校の担当者による連絡会や研修会を実施しており、全ての教員が特別支援教育に関する知識を高めるため、各校で校内研修会等を実施し、きめ細かな支援に対応できるよう努めているところです。 通級指導教室は、全ての学校へ教員配置をしておらず、教員が配置されている他校へ通室したり、児童生徒の所属校へ教員が訪問する訪問型通級にて対応しているところです。 今後も引き続き、全ての教員の特別支援教育への知識の向上に努めるとともに、通室希望の児童生徒が漏れなく通室できるよう、他校や訪問型通級を含め、適切な支援体制の充実に取り組んでいきます。 | ③ |
| | 23 | 49 | 【インクルーシブ教育システムの推進】 インクルーシブ教育システムの推進とあるが、本当にインクルーシブ教育とは何かという研修が必要だと考える。 | インクルーシブ教育システムの実現に向けて、福祉教育の実施と併せて目的に適した研修の実施にも努めます。 | ② |
| | 24 | 50 | 【学童保育クラブの充実】 「学童保育クラブなど障害児と家族の支援を担う社会資源に対して、関係機関との連携を図ります」とあるが、ここでいう関係機関とは学校以外に何を指しているのか。連携のコーディネイトを行政が担当するということなのか、具体策を示してほしい。 | ≪具体例：児童発達支援事業者≫ 市では、学童保育クラブ巡回支援事業を委託し、障害児のクラブ生活に関する支援方法について相談を受ける体制をとっています。受託事業者が、クラブでの過ごし方だけでなく、放課後等デイサービスの利用等も含めクラブや家族の相談に対応しています。 | ④ |

| 項目 | 番号 | 掲載ページ | 意見の概要 | 意見に対する市の対応(回答) | 対応区分 |
|------------|----|-------|---|---|------|
| 自立し安心して暮らす | 25 | 51 | 【疾病の予防・早期治療の充実】 健常者への取り組みと変わらない文言が並んでいる。もっと障害当事者に特化した施策に取り組んでどうか。 | 障害者の健康づくり・健康管理に関して、施設などで実施している取組や実態を把握し、障害者が自身の健康について意識できる取組を関係機関と連携し一緒に考えていきます。 | ③ |
| | 26 | 53 他 | 【カタカナ語について】 「アウトリーチ」や「インクルーシブ」などの横文字が分かりにくい。 | カタカナ語の中で分かりにくい用語については、用語解説にて説明します。 | ① |
| | 27 | 53～55 | 【相談支援体制の充実】 個々で状況や求めるものはそれぞれ違うので、まずはどこに相談すればよいのか、それは何を見ればわかるのか、というわかりやすいものがあるとよい。 | 本市では、障害に関する相談窓口をまとめて掲載している「障害者のためのあんしんガイド」を障害福祉課で配布しています。また、日々の暮らしの中での様々な悩みごとを相談できる窓口をまとめて紹介した「悩みごと相談窓口一覧(仮称)」を令和6年度に作成を予定しています。 | ③ |
| | 28 | 55 | 【重層的支援体制の強化】 「身近な相談先である地域の担当保健師等によるアウトリーチを含めた相談受入体制の充実を図ります」とあるが、担当保健師等の「等」は具体的にどのような人材をさしているのか。量的にも質的にも人材を充足させるためのプランが一番求められているのではないのか。 | 本市では、保健福祉の専門職である保健師・社会福祉士・看護師・作業療法士・理学療法士・管理栄養士が相談対応をしています。また、属性を問わず相談を受け付ける福祉なんでも相談窓口及び、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所などの専門的相談支援機関を設置しており、毎年スキルアップ研修を実施し、障害者の理解や支援力の向上に努めています。 | ③ |
| | 29 | 57 | 【支え合いの地域福祉の推進(共生型地域包括ケアシステム)】 「障害者や支援者が地域住民のネットワークに参加できるよう意識啓発を図り」とあるが、具体的に何をするのか。 | 地域において共生社会実現の視点を踏まえた保健福祉活動を推進していきます。また、障害者や支援者が参加する地域支え合い会議が増えていくよう、市民フォーラム等において、意識啓発を図っていきます。 | ③ |
| | 30 | 61 | 【高齢者が安心できる支援の実施】 65歳になると介護保険優先になることによってサービス支給量が厳しくなるという話を聞く。 計画の中にも65歳問題についてはうたっているが、これまでの支給量が維持できるように介護保険と障害者総合支援法のマッチングを不安のないように具体例を書いてほしい。 | 本市では65歳になる1年前から利用者や障害福祉サービス事業所などと協議を行い、利用者の理解を得ながら移行を進めており、利用者の状況に応じて介護保険サービスでは補えない部分がある場合は障害福祉サービスの上乗せ支給を行っています。施策「スムーズな移行と適切な障害福祉サービスの提供」を実施する中で、個々の状況にあわせて利用者へ寄り添った丁寧な対応に努めます。 | ② |
| | 31 | 66 | 【緊急時の対応の強化】 「障害者相談支援事業所による24時間対応可能な相談支援を実施します」との記載があるが、相談機関に事案を持って行った際に、たらいまわしにせず、その場で解決の糸口が見つかれば24時間体制は必要ないと思う。 | 「障害者相談支援事業所による、24時間対応可能な相談支援を実施します」を、「障害者相談支援事業所では、開所時間外でも連絡がとれる体制をとっており、障害者からの相談にいつでも対応することができる相談支援体制を実施します。」に表現を変更します。 | ① |
| | 32 | 67 | 【サービスのさらなる充実】 示された2件の施策については、この通り実行して頂きたく、そのための検証の場が現存の協議会や審議会に無いのであれば新たに設けて頂きたい。 | 地域自立支援協議会の専門部会として令和6年4月に専門部会(相談、こども、就労、地域生活)を設置予定です。サービス提供体制の整備や必要に応じて専門部会で検証の場を設け、サービスの更なる充実を図っていきます。 | ③ |

| 項目 | 番号 | 掲載ページ | 意見の概要 | 意見に対する市の対応(回答) | 対応区分 |
|-------------|----|-------|--|---|------|
| 自立して安心して暮らす | 33 | 68~69 | <p>【防災・防犯対策の推進】 今後の災害発生時、福祉分野における災害派遣福祉チーム「DWAT」の受け入れ等(受け入れ時対応)についても、計画に記していくことも必要と考える。 逆に、宇部市から被災地への、災害派遣福祉チーム「DWAT」を派遣する仕組みづくりなど検討も必要と考える。 現時点、県での災害派遣福祉チーム「DWAT」の機能(登録・発動)が動き出している。自治会単位では過剰かもしれないが、市としてボランティア等確認はされてもよいのかも。(近隣自治体で、災害が発生したときなどにも活躍できるのではないか)</p> | <p>「DWAT」や「DMAT」等の派遣・受け入れについては県が中心となり調整実施しており、本市も協力しているところです。ご提案いただきました市独自の「DWAT」等の派遣の仕組みづくりにつきましては、「社会福祉士会」「介護支援専門員協議会」等との連携協力も不可欠となります。市社協で把握しているボランティア登録状況等も合わせ今後の検討課題とさせていただきます。</p> | ③ |
| | 34 | 68 | <p>【防災、防犯対策の推進】 アンケート調査では、災害時の避難について「1人で避難できる」と思う人は、身体障害者では28.0%、知的障害者では13.5%、精神障害者では27.4%、災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかに確立されているかに大きく左右される。宇部市では、令和4年度(2022年度)から避難行動に支援が必要な高齢者や障害者の避難方法などを事前に決めておき災害時に安心して避難できる「個別避難計画」の作成を進めている。 一方で、個別避難計画の作成については「知らない」が73.2%を占めている。また、個別避難計画の作成意向について「作成したいと思う」「個別避難計画の作成についてもっと詳しく知りたい」を合わせると46.1%となっており、取組の周知とともに作成を進めていくことが求められる。 医療的ケアが必要な人、重度心身障がいのある人について、個別避難計画を策定するとともに、福祉避難所等の確保・充実が求められている。 地域に生活している周りの理解や情報共有ができないと難しい課題だと思われる。災害時の避難について個別避難計画について取組みを早急に進めていただき情報共有の部分も検討いただきたい。</p> | <p>本市では令和4年度から、障害支援区分のある障害者を対象に「個別避難計画」の作成をすすめています。 避難に支援を必要とする人が、災害時に安全に避難ができるよう、必要性などの周知を行いながら積極的に個別避難計画の作成に取り組むとともに、障害特性に応じた個々の災害時の対応について、当事者と一緒に検討していきます。</p> | ② |
| | 35 | 69 | <p>【災害時の支援対策の実施】 能登半島地震の報道でも明らかのように、避難所に指定された施設での職員不足が起きている。避難所にはできる限り家族で行き、家族が支援者になる仕組み(体制)作りが肝要と考える。</p> | <p>「個別避難計画」を作成する中で、福祉避難所への直接避難や福祉避難所とのマッチング等も含めて、当事者が安全に避難できる体制について考えていきます。</p> | ③ |
| | 36 | 69 | <p>【災害時の支援対策の実施】 福祉避難所(協定した施設)が設置してあることは理解している。 しかしながら、一般的(一般住民・市民)には情報が少ないのでは。自主防災会等には情報は共有されているのか。 高齢者の方において情報共有はあるが、障害者においてはなかなか情報が出てきていないのではないか。 個人の情報開示の同意の問題なのか。</p> | <p>福祉避難所に避難する場合は、事前に受け入れ施設と話し合いをさせていただくこととなっております。そのため、現状では地域福祉課に事前にご連絡いただき施設とのマッチングをさせていただいております。 また、個別避難計画の作成時に、福祉避難所の利用を希望された場合は、事前に施設と話し合いをさせていただいております。 計画の作成にあたっては、個人情報の取扱いについての同意をいただくこととなっております。自治会や自主防災会等の限られた方と情報共有することになります。</p> | ② |
| | 37 | 69 | <p>【個別避難計画の実効性の確保】 高齢者の個別避難計画や包括支援センターとの連携等は図られると思うが、なかなか障害のある人の連携マッチングがすまない課題を整理する必要もあるのではないかと思う。地域の聞き取り調査での把握も確かに高齢者・障害者の同意がとても難しい課題と思われる。 頻度の高い福祉避難所の情報提供など 地域自立支援協議会の活用、連携や情報共有などが必要と思われる。</p> | <p>要配慮者の把握、同意へとつながる様に個別避難計画をより多くの方へ知ってもらうため、これまで以上に福祉避難所等を含めた情報の提供や個別避難計画全般にかかわる周知に努めてまいります。 また、令和6年4月に設置予定の地域自立支援協議会の専門部会(地域生活部会)での情報共有や安全な避難に関する検討など、実効性の確保に向けて取り組んでいきます。</p> | ③ |

| 項目 | 番号 | 掲載ページ | 意見の概要 | 意見に対する市の対応(回答) | 対応区分 |
|-----------------------------|----|-------|--|---|--------|
| ともに働き楽しむ | 38 | 77 | 【地域交流の促進 アンケート結果】 アンケートでは「今後参加してみたい活動」について項目をあげて質問しているが、結果は「特になし」と「無回答」で全体の69.3%を占めている。当事者たちにどのような理由があってこういう数字になるのか。 | 「特になし」「無回答」について詳細に集計をした結果、65歳以上の回答者の割合が非常に高くなっています。アンケートの回答者全体に占める割合としても約半数が65歳以上となっていることから、65歳以上の回答が高い割合となりやすい結果となっています。 高齢者分野においては、通いの場やうべシニア大学等の取組により高齢者の社会参加・生きがいづくりを推進していますが、今後は高齢者総合支援課と連携しながら、高齢者・障害者の社会参加促進に取り組んでいきます。 また、いただいたご意見を参考に、次のアンケート調査では回答理由も把握できる設問を検討します。 | ② |
| 第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画 | 39 | 82 | 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 達成状況】 7つの項目で、令和5年度の目標値が令和4年度の現状値より低くなっているものが2件、現状値と目標値が同じなものが3件ある。この状況について何らかの理由を説明すべきである。 | 目標達成に至っていない理由の1つとして、障害に対する理解不足が考えられることから、達成できていない理由として「障害に対する理解不足により地域社会の受入れが不足している状況から地域移行支援が進んでなく」を追記します。今後とも地域の中に安心して過ごせる場所が確保できるよう、地域生活への移行の促進に取り組んでいきます。 | ① ③ |
| | 40 | 84 | 【相談支援体制の充実・強化等】 「地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数」の数字が令和5年度は半分に減っている。どう理由からこの数字になるのか説明が欲しい。 | 令和5年度では「目標値」をあげており、令和4年度は「実績値」をあげています。令和5年度の目標値は、「障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無」が有、「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」が6回、「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」が4回、「地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施件数」が12回であり、いずれも令和4年度は目標に達しています。 | ④ |
| | 41 | 85 | 【障害児支援の提供体制の整備】 「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」の人数が令和5年度は半分に減っている。どう理由からこの数字になるのか説明が欲しい。 | 令和5年度では「目標値」をあげており、令和4年度は「実績値」をあげています。令和5年度の目標値は、2名であり、令和4年度は目標に達しています。 | ④ |
| | 42 | 95 | 【<同行援護><行動援護>】 「サービスのさらなる充実」との整合性が無く、特に同行援護については施策に逆行している。どう理由でこの数字が設定されたのか説明が欲しい。 | 見込量については、過去の実績値から推定しておりますが、コロナ禍の期間も反映しておりましたので、同行援護を実情に即した見込値に修正します。なお、行動援護については、現時点での利用者が0人であることから、利用人数を1人と見込んでいます。 | ① |
| | 43 | 96~98 | 【日中活動系サービス】 障害者手帳所持者の実績が増加しているが全国・山口県では減少傾向にある。宇部市においても人口が減少傾向にある中で、今後障害者手帳の増加は考え難いのではないかと考えられる。 しかしながら、日中活動系サービス量の見込みが増加すると計画されている。特に就労継続支援A・B型のサービス量が増加すると計画されている。 近年、就労継続支援A・B型事業の新設が増加している中で利用率が100%を満たさない事業所の増加、職員不足が続き職員の資質の低下や経営的に苦慮している事業所が増加している。 これは、サービスの低下を招き障害等がある利用者の人たちへ悪影響をおよぼすこととなる。 障害福祉サービスを利用される方々の実態(実数)と障害福祉サービスの提供量を精査して見込み量(計画)を算出する(見直す)必要がある。 | 障害者手帳の所持者は、全国・山口県では減少傾向にある中、宇部市は人口推移は年々減少していますが、手帳の所持者は、過去5年は横ばいに推移している状況です。今後も同じように推移するものと考えています。 サービスの見込み量については、令和2年度から令和5年度までのサービス利用実績をもとに算出しています。A型、B型ともに利用実績は年々増加しており、近年の傾向からそれぞれのサービスの増加を見込むこととしています。サービスの質については、宇部市障害者就労支援ネットワーク会議などを活用し研修会や情報交換などを促進し、支援者の質の向上を図ります。 | ② |